

# 甲良町いじめ防止基本方針

平成28年4月  
(平成30年12月改定)

甲 良 町

甲良町教育委員会

## 甲良町いじめ防止基本方針

<u>はじめに</u> . . . . .	1
<u>第1 いじめの防止のための対策の基本的な考え方</u> . . . . .	1
1 いじめの定義	
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 関係機関および地域や家庭との連携	
<u>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</u> . . . . .	3
1 いじめ防止等のために甲良町が実施する施策	
(1) 甲良町いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 教育委員会の附属機関の設置	
(3) 財政上の措置等	
2 いじめ防止等のために甲良町教育委員会が実施する施策	
(1) いじめ防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
<u>第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策</u> . . . . .	5
1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方	
2 学校の組織づくりに向けて	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
<u>第4 重大事態への対処</u> . . . . .	6
1 教育委員会又は学校による調査	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の主体	
(4) 調査を行うための組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(6) いじめを受けた児童生徒および その保護者に対する情報を適切に提供する責任	
(7) 調査結果の報告	
(8) その他留意事項	
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査	
(1) 再調査	
(2) 再調査結果の提供	
<u>第5 その他のいじめ防止等のための対策の推進</u> . . . . .	9

## 甲良町いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く児童生徒の人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。このため、児童生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、社会全体でいじめを許さない、児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める必要がある。

いじめを防止するためには、町全体が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで、甲良町では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「甲良町いじめ防止基本方針」（以下「甲良町基本方針」という。）を策定する。

### 第1 いじめの防止のための対策の基本的な考え方

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条による）

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

#### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動

する必要がある。

- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### 3 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### (1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全てのこどもを、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進める。

イ 学校では、教育活動全体を通じ、全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。

ウ 児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒一人一人に、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。

エ 児童生徒自らがいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなど、すべて児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進する。

オ いじめ問題の本質や取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進める。

#### (2) いじめの早期発見

ア いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものである。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。このため、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どもたちのささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

イ 日頃から子どもたちの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速やかに的確な関わりをもち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知することが必要である。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。

ウ 学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、どの児童生徒も安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、児童生徒との信頼関係をより確かなものにする。

エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。あわせて、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (3) いじめへの対処

ア 全ての教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図り、児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要がある。

イ 学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心として組織的に対処する。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

このため、学校では、平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

ウ いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る必要がある。そのため、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築する。

### (4) 関係機関および地域や家庭との連携

いじめの問題への対応において、学校のみで適切な対応が困難な場合などには、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、それらの関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や学校の設置者と関係機関との情報共有体制を構築する。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することが重要である。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けるなどの対策を推進する。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために甲良町が実施する施策

#### (1) 甲良町いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 町は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「甲良町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」と言う。）を設置する。

イ 連絡協議会の委員は、別に定める。

#### (2) 教育委員会の附属機関の設置

ア 甲良町教育委員会（以下、「教育委員会」と言う。）は、連絡協議会との円滑な連携の下に、甲良町立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために必要に応じて教育委員会の附属機関「甲良町いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」と言う。）」を設置する。

イ 専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を持って構成し、その公平性・中立性を確保する。

ウ 専門委員会は、以下の機能を有するものとする。

- ・教育委員会の諮問に応じ、町の基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策の審議を行う。
- ・町立学校におけるいじめ事案について、第三者機関として問題の解決を図る。
- ・法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うとなった場合には、専門委員会において調査を行うものとする。

#### (3) 財政上の措置等

町は、甲良町基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するため、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

### 2 いじめ防止等のために甲良町教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめ防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、甲良町立学校に在籍する児童生徒が自主的に行う活動を支援する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求める。

エ いじめを早期に発見するため、甲良町立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

オ 甲良町立学校に在籍する児童生徒及びその保護者、並びに当該学校の教職員がいじ

めに係る相談を行うことができる県の体制について周知徹底を図る。

カ 甲良町立学校の教職員に対し、いじめの防止等に関する研修への積極的な参加等、資質能力の向上に向けた指導・助言を行う。

キ 甲良町立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、必要な啓発活動を実施する。

## (2) いじめの対応に関すること

### ア いじめに対する措置

- ・町は、法第24条の規定に基づく調査を行う場合は、必要に応じて専門委員会を活用する。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

### イ 警察への通報・相談による対応

- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

## (3) 学校評価、学校運営改善の実施

### ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

### イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

## **第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策**

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

## 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、甲良町基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と言う。）として定める。策定した学校基本方針については、学校便りなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

## 2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「教務部会」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家など外部専門家の意見を求めることができる。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、

ア いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること

イ いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること

ウ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと

エ 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと

オ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと

カ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと

キ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと

ク 重大事態に係る調査の母体となること

ケ PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校基本方針の見直しを行うこと

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

※「国の基本方針（別添2）」…学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込みながら、子どもたちが、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。



さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、『ストップいじめアクションプラン』の資料「子どもたちのSOSをキャッチしよう」を定期的に活用する等、具体的な取組を盛り込む。

あわせて、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、教育的配慮のもと、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

## 第4 重大事態への対処

### 1 教育委員会または学校による調査

教育委員会または学校は、重大事態が発生した場合には、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応する。

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとする。

ア 同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ 同項第2号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、直ちに教育委員会を通じて町長へ、事態の発生について報告する。

(3) 調査の主体

ア 学校から重大事態の報告があった場合には、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

イ 調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会等が主体となつて行う場合がある。

ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会等が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等において調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

ア 教育委員会が調査主体となる場合は、第 2 の 1 (2) で示した附属機関をその組織とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

イ 学校が調査主体となる場合は、いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 調査では、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

イ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

エ 当該調査を実りあるものにするために、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行う。

オ 学校または教育委員会は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(6) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ア 学校または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- イ これらの情報の提供に当たっては、学校または教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

#### (7) 調査結果の報告

- ア 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を教育委員会等に報告し、教育委員会から町長に報告する。
- イ 上記(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

#### (8) その他留意事項

- ア 法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合、未だその一部が解明されたにすぎない場合には、法第28条第1項の調査として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。
- イ 重大事案が発生した場合、教育委員会および学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いて学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努める。

### 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査

#### (1) 再調査

- ア 上記1(7)の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行う。
- イ 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者でない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保します。
- ウ 構成員は、県教育委員会に支援を要請し、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識および経験を有する者とする。

#### (2) 再調査結果の提供

- 町長は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等およびその結果を説明する。

## 第5 その他のいじめ防止等のための対策の推進

本基本方針は、国や県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、学校では、学校評価においていじめ防止等にかかる取組についての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況を踏まえて改善に取り組む。